

国内募集型企画旅行ご旅行条件書

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社エヌ・ティー・エー旅行(山口県萩市土原 165-1 山口県知事登録旅行業第2-93号)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。なお、旅行契約には、航空会社が設定する個人包括旅行運賃(お申込みの時期によって利用便の空席状況によって運賃が変動します)摘要の航空券を使用するコース(以下「航空運賃変動型プラン」といいます)を含みます。

- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるよう、手配し、旅程管理することを引き受けます。

- (3)旅行契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます)及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業者募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1)当社又は「受託販売業者」に記載された当社の受託営業所(以下「当社ら」といいます)にて必要事項をお申し出のうえ、ホームページ・パンフレット等に記載した申込金を添えてお申込みいただきます。

- 当社業務の都合上、専用の書面・画面にて必要事項をお記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として取り入れられます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

- (2)当社らは電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立していません。当社らの予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して3日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。なお、商品によっては申込時に旅行代金全額をお支払いいただきます。この期間内に申込金または旅行代金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みがなかつたものとして取り扱います。

- (2)お客様が旅行予約サイトで予約・店舗でお支払いする方法を選択した場合、当社の予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して2日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この場合、前項の定めにより契約が成立します。

- (3)お客様が旅行予約サイトで予約・決済を行う方法を選択した場合、第24項の通信契約による旅行条件を適用し、第24項(3)の定めにより契約が成立します。

- (3)旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込金を当社らが承認したときに、また、郵便又はファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当社らの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項(3)の定めにより契約が成立します。

- (4)当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあつた場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

- (5)契約責任者は、当社らが定める日本にて構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。契約責任者は、第26項による第三者提供を行なわるることについて、構成者本人の同意を得るものとします。

- (6)当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

- (7)当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3-2. ウェイティングの取扱いについての特約

- 当社は、一部商品に限り、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、当社が承諾し、お客様が希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイティングの取扱い」といいます)をすることがあります。

- (1)お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社らは、お客様が当社からの回答をお待ちいただけたる期間(以下「ウェイティング期間」といいます)を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点で(当社は旅行契約は成立しておらず、また、当社は将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません)。

- (2)当社らは、前(1)の申込金相当額を預り金として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾する旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。

- (3)旅行契約は、当社らが前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時(ただし、この通知が電子申請通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時に成立するものとします)。

- (4)当社らは、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかつた場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。

- (5)当社らは、ウェイティング期間内に当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料をいたしません。

4. お申込み条件

- (1)18才未満の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同意を条件とさせていただきます。

- (2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年令、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- (3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- (4)お客様が当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などをを行つた場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- (5)お客様が強説を流布したり、偽証や威力を用いて当社の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行つた場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- (6)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になつている方や心身に障害のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬)をお連れの方その他の特別な配慮が必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい(旅行契約成立後にこれらの状態になつた場合も直ちにお申し出ください)。あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。

- (7)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要となる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出していくだくことがあります。

- (8)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

- (9)当社は、本項(1)(2)(6)(7)(8)の場合で、当社よりお客様間に連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し出の日から、(6)(7)(8)はお申し出の日から原則として1週間以内にご連絡いたします。

- (10)お客様がご旅行中に疾病、傷害の他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になつたと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとさせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

- (11)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けす

る場合があります。

(2)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表の渡し

- (1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した最終旅行日程表をお渡しします。契約書面はホームページ・パンフレット等、本旅行条件書等により構成されます。

- (2)本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのばって7日前以降の場合、旅行開始日にお渡しすることができます。

6. 旅行代金のお支払

- (1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのばって13日目にあたる日よりも前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのばって13日目にあたる日以降にお申し込みの場合、旅行開始日の前日から起算する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第24項に規定する通常契約を締結しない場合、お支払いできません。お客様が搭乗券カード会員である場合で、お客様の名前があるときは、搭乗券カード会員の名前で旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含みます)、又は第14項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加料金及び第13項記載の交番手数料をお支払いいただきます。またこの場合のカード利用日は、お客様からお申出がない限り、お客様の承諾日といたします。

- (2)本項(1)の定めにかかわらず、商品によっては契約と同時にご旅行代金全額をお支払いいただきます。なお、一部通常契約においては、当社の契約承諾をする旨の通知がお客様に到達した日から3日以内にお支払いいただきます。

7. 旅行代金について

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。

- (2)旅行代金は、コースごとに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。

- (3)旅行代金は、第3-1項の「申込金」、第14項(1)の「取消料」、第14項(3)の「違約料」、及び第23項の「変更補償料」の額の算出の際の基準となります。募集廣告又はホームページ・パンフレット等における旅行代金の計算方は、「旅行代金(又は基本代金)として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金」として表示した金額となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス)、宿泊

- 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、团体行動に必要な心付。

- (3)その他ホームページ・パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨表示したもの。

- 上記費用はお客様のご都合により一部利用されなくて右原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 前項のほか旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1)超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)。

- (2)宿泊施設利用における宿泊税、空港施設使用料等。(ホームページ・パンフレット等に明示した場合を除きます)。

- (3)クリーニング代、電話代、ホテルやレストラン従業員等へのチップ、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。

- (4)希望者のみが参加するオプショナル・ツアーアクティビティ料金(小旅行)の料金。

- (5)運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)。

- (6)自宅から発着までの交通費・宿泊費。

- (7)特別な配慮・処置に要した費用

- (8)インターネットを通じたサービス提供による通信料

10. 追加代金と割引代金

- (1)第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます)。

- (1)ホームページ・パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。

- (2)食事なしプラン等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。

- (3)ホームページ・パンフレット等で「 $\times \times \times$ エコノミークラス追加代金」「 $\times \times \times$ 追加代金」と称するもの(航空座席のクラス変更に要する差額、ストレートチックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けける旨ホームページ・パンフレットに記載した場合の追加代金等)。

- (2)第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割り引き後の旅行代金を設定した場合を除きます)。

- (1)ホームページ・パンフレット等で当社が「早期○日前割引」と称するもの。

- (2)その他ホームページ・パンフレット等で「 $\times \times \times$ 割引代金」と称するもの。

11. 旅行契約内容の変更

- 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、連携・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令で、当初の進行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため負うを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することができます。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しく経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは(その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします)。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのばって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

- (2)当社は本項(1)の定める通常運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

- (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

- (4)第11項により旅行の内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかつた旅行サービスに対する取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用)を差し引いて算出します。

- (5)お客様が強説を流布したり、偽証や威力を用いて当社の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行つた場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- (6)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になつている方や心身に障害のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬)をお連れの方その他の特別な配慮が必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい(旅行契約成立後にこれらの状態になつた場合も直ちにお申し出ください)。あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。

- (7)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要となる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出していくだくことがあります。

- (8)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解

- 除をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

- (9)当社は、本項(1)(2)(6)(7)(8)の場合で、当社よりお客様間に連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し出の日から、(6)(7)(8)はお申し出の日から原則として1週間以内にご連絡いたします。

- (10)お客様がご旅行中に疾病、傷害の他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になつたと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとさせていただきます。この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社が運送機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

- (11)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けす

14. 取消料

- (1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合にはホームページ・パンフレット等記載の取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数に対する差額代金をそれぞれいただきます。

- (2)当社の責任でないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いただきます。

- (3)旅行代金が朝日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したもののとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

- (4)お客様のご都合で旅行の出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更(航空運賃変動型プランにおいては、利用する航空便の変更および座席クラスの変更を含みます)については、当該旅行全体の所定の取消料を收取します。

15. 旅行開始前の契約解除

15.1 お客様の解除権

- ①お客様はホームページ・パンフレット等に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものの他の重要なものである場合に限ります。

- ②お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものの他の重要なものである場合に限ります。

- b. 第12項(1)に基づき、運送・暴動、騒動・連携、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがある極めて大きいとき。

- c. 当社からお客様に対し第5項の(3)から(5)までのいずれかに該当する旨の通知をいたしました。

- d. 当社からお客様に対し第4項の(3)から(5)までのいずれかに該当する旨の通知をいたしました。

- e. お客様が契約内容に違反して旅行契約を解除する旨の通知をいたしました。

- f. お客様の人数がホームページ・パンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのばって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前に旅行中止の通知をいたしました)。

- g. スキーやモーターボートなどの乗り物による雪量の基準によっては、運送機関等の旅行サービスの提供が不可能となり、又は運送機関等の旅行サービスの提供が増額改定されたとき。

- h. 天災地変、戦乱、暴動、騒動・連携、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがある極めて大きいとき。

- ③当社は本項(2)の(1)により旅行代金を差し引いて払い戻しました。また本項(2)の(2)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しました。

16. 旅行開始後の契約解除

16.1 お客様の解除権

- ①お客様がご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしました。

- ②お客様の責に帰さない事由によりホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

- ③本項(1)の(2)の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いています。

- ④当社の解説権

- ①当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

- a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとい認められるとき。

- b. お客様が第4項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。

- c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するため添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの方々又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱して、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げると。

- d. 天災地変、戦乱、暴動、騒動・連携、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となつたとき。

- ②解除の効果及び払い戻し

- 本項(2)の(1)に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかつた旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならぬ費用があるときは、これはお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいたその提供を受けている旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

- ③本項(2)の(2)、(3)により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様の負担とします。

- ④当社が本項(2)の(1)規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務について、有効な弁済がなされたものとします。

17. 旅行代金の払い戻しの時期

- (1)当社は、第12項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合又は第15項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に對し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日の翌日から起算して7日以内に旅行代金を払い戻します。

- (2)当社は、宿泊機関等の利用の手配によって旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず、別途再発券に係る費用を請求する場合があります。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に係る費用を請求する場合があります)また契約上の地位を譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた

国内募集型企画旅行ご旅行条件書

(2)本項(1)の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使するところを妨げるものではありません。
(3)クーポン券類の領収後のご返しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

18. 添乗員・旅程管理等

(1)添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な旅程管理業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。また労働基準法の定めからも勤務中、一定の休息時間を適宜取得させていただきます。
(2)現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
(3)現地添乗員同行表示コースには、添乗員は同行いたしませんが、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行ないます。
(4)個人型プラン(以下は、添乗員等は同行いたしません)。
(5)個人型プラン(及び現地添乗員が同行しない区間)現地係員が業務を行わない区間は、お客様ご自身での旅程管理をお願いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って顶きます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手配は、原則としてお客様ご自身で行って頂きます。
(6)交通機関等のサービス提供の中止やお客様のご都合による旅行開始前に急速に旅行を取り止めにする場合、取扱販売店に連絡をお願いいたします。なお、取扱販売店が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自身で、ご利用予定のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)への取消連絡や取消処理をお願いいたします。旅行開始までに手続きを終えられなかつた場合は旅行開始後の解除としての取り扱いとなり、旅行代金の払い戻しはありません。

19. 当社の責任

(1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
(2)お客様が次に示すような事由により、損害が被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
①天災地変、戦乱、異動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行中止 ②運送、宿泊機関等の事故、火災により発生する損害 ③運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の途中 ④官署の命令、又はそれによつて生じる旅行日程の変更、旅費の増額 ⑤自由行動中の事故 ⑥食中毒 ⑦盗難 ⑧運送機関の遅延、不通、不規則変更、路線変更など又はこれらによつて生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮 ⑨手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかる払戻し損傷発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出があつた場合に限り、賠償いたします。(ただし、損害額の如何かにかかわらず当社が支払う賠償額はお一人あたり最高15万円まで(当社ご故意又は重大な過失がある場合は除きます))。といたします。
(4)手配代行者とは、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の手配を当社に代わって手配する者をいいます。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

20. 特別補償

(1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社特約特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外事の事故により、その生身、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円~20万円)及び通院見舞金(1万円~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限)・1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします)を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。
(2)本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日について、その旨ホームページ・パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中は原則として責任を負いません。
(3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自動車行動中の車屋登場(ビックル、アイゼン、ザイラー、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボスプレー、スキースタインディング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーター・ハンググライダー、マイクロラジコン機)等搭乗、ジャイロフレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
(4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、バス券、空港券、免許証、査定金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます)、各種データその他これらに準ずるもの、のカウントタレンス等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
(5)当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、万が一の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものといたします。なお傷害の程度、その原因となった事故の概要等については、当社に対し、事故の日から30日以内に報告しなければなりません。

21. お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
(2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
(3)お客様は旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、斡旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
(4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることができます。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当社が運賃を要する費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
(5)クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

22. オプショナルツアーアイド情報提供

(1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を受取して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプショナルツアーアイド」といいます)の第20項(特別補償)の適用については、当社は主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプショナルツアーアイドはホームページ・パンフレットにて「企画者、当社」と明示します。
(2)オプショナルツアーアイドの運行事業者は当社以外である旨をホームページ・パンフレットで明示した場合には、当社は当該オプショナルツアーアイドに参加中のお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対し、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払いません(但し、当該オプショナルツアーアイドが利用料金が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)。また、当該オプショナルツアーアイドの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者のものとります。
(3)当社は、ホームページ・パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対

しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーアイド利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます)。が、それ以外の責任を負いません。

23. 旅行保証

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます)は、第7項目で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
①次に掲げる事由は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(いわゆるオーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います)。
ア、旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、火災、戦乱、アコム、工事、官署の命令、オ、欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、暴力、遅延、運送スケジュールの変更等当初の進行計画によらない運送サービスの提供 千、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
②第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
③ホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項目で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様に1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
3)当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的の変更	1.0%	2.0%
③ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更前の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回る場合に限ります)	1.0%	2.0%
④ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間ににおける直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 (当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます)	1.0%	2.0%
⑧ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①~⑧に掲げる変更のうち募集ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載された事項の変更	2.5%	5.0%

注1:ホームページ・パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それの変更につき1件として取り扱います。

注2:⑨に掲げる変更については、①~⑧の料金を適用せず、⑨の料金を適用します。

注3:1件につき運送機関の会員登録料金の乗組料金を1件につき1変更として扱います。

注4:⑦⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5:④に掲げる運送機関の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

注6:④運送機関の会員登録料金の変更について、運送・宿泊機関のものの変更に伴うものをいいます。

注7:④運送機関の会員登録料金の変更については、等級又は設備のより高いものの変更に伴う場合は適用しません。

注8:④宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社ウェブページで閲覧に供しているリストによります。

24. 通信契約による旅行条件

当社は、当社又は受託旅行業者が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること」(以下「通信契約」といいます。)を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱いができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。)
1)本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
2)申し込みに際し、「会員番号(クレジットカード番号)」「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。

3)通信契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものです。

4)当社は提携会社のカードにより所定の伝票の会員の署名なくして「ホームページ・パンフレット等に記載する金額の旅行代金又は」は「第14項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日(契約成立日)とします。

5)契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。

6)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解約し、当社から別途指定する日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該日までに、お支払いいただけない場合は第14項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。

25. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかりことがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であり、また加害者から賠償を得られた場合であつても必ずしも十分なものと言えない場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に入加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

ても必ずしも十分なものと言えない場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に入加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

26. 個人情報の取り扱い

(1)当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であつて、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお受けできないことがあります。

取得した個人情報は「受託販売欄」に記載された(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。

(2)当社は、前項により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行業者との連絡、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産店に対し、前項により取得した個人情報及び旅券等の航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社らは、(1)当社ら及び当社からの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内(2)旅行参加後の意見交換やご感想の提供のお願い(3)アクトーンのお願い(4)特典サービスの提供(5)統計資料の作成(6)当社らは、旅行中に疾病、事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

(3)当社は、旅行中に疾病、事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

(4)当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのあつ旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することができます。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。

(5)当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを用意させていただくことがあります。なお、お客様の個人データの開示の申請、訂正・削除のお申出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称を行なう場合は、「株式会社JTBホームページ(http://www.jtbcorp.jp/jp/privacy/)」を参照ください。

(6)当社は、お客様により利用目的の通知、開示、訂正・削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求があつた場合には、速やかに対応するものとします。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ・パンフレット等に明示した日となります。

28. その他

(1)お客様が個人的な室内・賃物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回復に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様に負担いただきます。

(2)お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することができますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。

(3)お客様が、航空会社が任意で搭乗予定以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックスストラップラード制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅行管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免除となりますので、ご了承ください。

(4)当社はいかがなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(5)当社らの募集型企画旅行にご参加いただくごとに、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の条件により変更が生じた場合でも第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。

旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承下さい。